

令和3年度 長岡中学校いじめ防止基本方針 (法第13条関係)

※法=いじめ防止対策推進法 (H25 .9 施行)

I 目的 (法第1条関係)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。

生徒の尊厳を保持するために、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関して、伊豆の国市立長岡中学校としての基本方針をここに定める。

II いじめの定義 (法第2条関係)

生徒に対して、その生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われているものを含む。) であり、**その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの**をいう。

III 基本理念 (法第3条関係)

- 1 いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- 2 いじめの防止等の対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行う。
- 3 いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、校内においては迅速かつ組織的に対応し、また、学校と市、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

IV 基本的施策

1 いじめの未然防止 (法第8条、15条関係)

【基本的な考え方】

- ・いじめはどの学級にもどの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

【措置】

(学級・学年、縦割り集団、部活動等)

- ・目標に向けて活動し、喜びや悔しさを分かち合い、友情や連帯感を育む。
- ・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級・学年全体、部活動全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・生徒の自発的な活動、自治的活動を支援し、その生徒や集団なりのよさや伸びを認め、褒め、自尊感情や所属する集団への肯定感や所属感を育てていく。

(授業等)

- ・生徒指導が機能する授業 (自己決定の場がある。共感的人間関係がある。自己存在感がある。) を日々実践する。
- ・生徒一人一人を見取り、適切に支援し、「分かる」・「楽しい」授業を行う。
- ・誤った発言や異なる意見を大切にし、そこから学ぶ姿勢や態度を育む。
- ・4月や9月などに、道徳や学級活動等で、すべての学級でいじめ等に関する指導を行う。

2 いじめの早期発見(法第8条、16条関係)

【基本的な考え方】

- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。

【措置】

(学級担任、部活動顧問等)

- ・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示すこのような小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。(グループをつくる時に最後まで残っている生徒、周りからあいさつやことばかけが少ない生徒、他に異常な気遣いをしている生徒、ちょっとした失敗もやじられたり笑われたりしている生徒、おどおどしている生徒、理由のはっきりしない遅刻や欠席をする生徒等 など)
- ・休み時間、放課後等での生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握し、随時相談を受ける。

(養護教諭・特別支援コーディネーター)

- ・保健室を利用する生徒との雑談の中で、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて悩みを聞く。

(生徒指導主事・全職員)

- ・いじめの項目の入った生活アンケート調査(6月、11月、2月)を計画的に実施する。
- ・アンケートを活用した教育相談を6月と11月に全員実施する。2月は個別に実施。

(管理職)

- ・いじめの兆候をキャッチした場合、学級担任や部活動顧問等が抱え込まず、学年主任→教頭・校長の順にすぐに報告するように日頃から投げかける。
- ・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について生徒、保護者に周知する。(スクールカウンセラーの生徒・保護者への紹介、電話相談窓口の学校だより等への掲載等)

3 いじめへの対応

(1) 組織(法第18条、22条関係)

【基本的な考え方】

- ・いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制で行う。
- ・いじめに関する情報は、特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する。

【名称】

長岡中学校いじめ対策委員会

【基本的構成員】(事案により柔軟に構成)

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、当該学級担任・部活動顧問

【役割】

- ・学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実施、検証、修正
- ・いじめの未然防止、早期発見、初期対応、事後対応等についての検討
- ・校長が招集、最終意思決定権者は校長

(2) 具体的対応、(法第23条、25条関係)

【初期対応】

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、日記やアンケート等で「いじめられている」との記述があった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。(その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。)
- ・第1報を速やかに当該学年主任に入れる。学年主任は速やかに生徒指導主事、教頭・校長に報告し、今後の指導の方向や、対応を確認する。必要に応じ、保護者にも連絡し、いじめ解消に向けての協力を仰ぐ。

【いじめ対策委員会による組織的対応】

①情報を集める

- ・校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、いじめ対策委員会を開く。いじめ対策委員会は、問題解決まで継続的に行っていく。
- ・被害生徒の話をもとに、加害生徒、周囲の生徒、関わりのある教職員、保護者等から、「何があったのか」を個別に聞き取る。
- ・いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・得られた情報は、確実に記録に残す。
- ・聞き取った情報を一元化する。一つの事実にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任、部活動顧問等、養護教諭、生徒指導主事、管理職等で役割を分担)
⇒いじめられた生徒、いじめた生徒への対応
⇒保護者への対応
⇒大仁警察署との連携の必要性の有無 等 (いじめが**犯罪行為**として取り扱われるべきものであると「**認める**」ときは大仁警察署と連携してこれに対処する。生徒の生命、身体又は財産に「**重大な被害が生じるおそれがある**」ときは直ちに大仁警察署に通報し、適切に援助を求める。)

③生徒への指導・支援

(いじめられた生徒への対応)

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。
- ・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

(いじめた生徒への対応)

- ・事態の深刻さを認識させ、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であり、いかなる事情があってもいじめは絶対許されないことを、毅然とした態度で伝える。
- ・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを分からせ、自分の生き方をじっくり考えさせる指導に努める。(心に落とす。)
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室指導したり、出席停止を伊豆の国市教育委員会に具申したりするなどして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合には、大仁警察署とも連携して対応する。

(当該学級、部活動等への対応)

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、もし、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・真剣に話し合わせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

④保護者との連携・対応

- ・家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に**複数人数で対応**)等により、**迅速に事実関係を伝え、情報を共有する**とともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

⑤再発防止に向けて

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、保護者と協力して生徒の経過観察を行い、折りに

触れ必要な支援を行う。

- ・学校全体のいじめの未然防止、再発防止に向けた指導体制を見直し、改善する。
- ・指導記録等を確実に保存し、生徒の進級等に当たって、適切に引き継ぎを行う。

4 インターネットいじめに対する対策の推進(法第19条関係)

【啓発活動】

- ・講師を招聘し、携帯電話やインターネットについて、生徒や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、いじめ防止のための啓発活動に努める。
- ・学級活動で、インターネットのルールやモラル教育を計画的に扱う。

【ネットいじめが発覚した場合の対応】

①書き込みの削除依頼

- ・証拠を保存する。(日時、内容、サイト名、URL等)
- ・掲示板管理者へ削除を依頼する。
- ・管理者に依頼しても削除されない場合、プロバイダに削除を依頼する。
- ・相談機関(大仁警察署生活安全課、地方法務局)に相談する。

②加害生徒への対応

- ・インターネット上での誹謗中傷は人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導する。
- ・保護者に事実を伝え、今後のインターネットの利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設けるとともに、今後の指導方針を伝える。

③その他指導

- ・IV3(2) 具体的対応に準じる。

5 重大事態への対応(法第28条、30条関係)

【重大事態の定義】

- ・「いじめにより」本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた「疑い」があると認めるとき。
- ・「いじめにより」本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている「疑い」があると認めるとき。(年間30日を目安、又は一定の期間連続して欠席している場合)

【重大事態への対応】

<重大事態の発生時には、まだそれが「いじめによる」ものか判断できないかもしれないが、重大事態の「疑い」があった場合や、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあれば速やかに以下の対応を行う。>

- ・校長は、速やかに伊豆の国市教育委員会教育長を通じて、伊豆の国市長に報告する。
- ・校長は、速やかにいじめ対策委員会を招集し、質問票の使用その他の適切な方法によりその重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・校長は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査結果、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。

V 学校評価(法第34条関係)

【基本的な考え方】

- ・いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価がおこなわれるようにする。

【学校評価】

- ・自己評価及び学校関係者評価の中で取り扱うものとする。